

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当たるときは、(その)翌日)

◇選管告示 選管委員会の招集

告 示

鳥取県告示第三十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保除医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十二年一月二十日

鳥取県知事 石

破

二

朗

◇告 示

- 健康保険法による保険医療機関の指定
- 健康保険法による保険医の登録
- 土地改良事業計画の認可

- 土地改良事業の認可
- 解除予定の保安林
- 保安林の指定施業要件の指定予定

名 称 所 在	地 診 療 科 名	開設者氏名	指 定 年 月 日	採用点数表
森 歯科医院福部診療所	岩美郡福部村福部	森 亮輔	昭和四十一年十二月二十四日	歯科点数表
西本医院	八頭郡船岡町大字見櫻中一五三の一〇	西本 徹郎	昭和四十二年一月一日	乙表点数表
貝田医院	西伯郡大山町国信五四七の一	貝田 三知也	"	"
清水歯科医院	鳥取市賀露町灘端	清水 操	"	歯科点数表
川元歯科医院	境港市本町四一	川元 光雄	十日	"
安達医院	米子市両三柳二〇四八	安達 原	昭和四十一年十二月二十四日	乙表点数表
那岐診療所	八頭郡智頭町早瀬三三七	全科	遠藤 順三	"
大山町国民健康保険	内科、小児科、放射線科	大山町長	"	"
大山寺診療所	西伯郡大山町大山	内科、外科	青木 黙永	"
大山寺診療所	内科			
大山寺診療所	外科			

鳥取県告示第四十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十二年一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の記号及び番号 登録年月日

清水 敬三 米子市加茂町一丁目一七 功木キヨノ方

昭和四十年十二月十五日

氏 名 住 所 登録の記号及び番号 登録年月日

辰巳 茂 鳥取市東町三丁目三〇九 鳥医一、二三七

昭和四十年十二月二十七日

鳥取県告示第四十二号

昭和四十一年十二月十七日付で八頭郡八東町から申請のあつた土地改良（農道）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準健保法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に

用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十二年一月二十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十三号

昭和四十一年十二月十二日付けで倉吉市桜山根幹夫ほか十八人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五条）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適當と認めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 鳥取県告示第四十五号
- 次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
- 昭和四十二年一月二十日
- 鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び規約の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十二年一月二十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 倉吉市役所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十四号

気高郡青谷町から申請のあつた町営土地改良（農道）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五条）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十二年一月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十二年一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十六号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字長谷

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をことができる立木は、鳥取地域森林計画で

定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四十七号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法

の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

氣高郡鹿野町大字末用

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をができる立木は、鳥取地域森林計画で

定める標準伐期令以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四十八号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の

規定により告示する。

昭和四十二年一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗
鳥取市高路

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

氣高郡鹿野町大字水谷

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五十号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年一月二十日

規定により告示する。

昭和四十二年一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

規

岩美郡岩美町

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をことができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のこととおりとする。

(三) 立木の伐採の限度

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五十一号

鳥取県告示第五十一号
 次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

氣高郡氣高町

二 保安林として指定された目的

岩美郡福部村

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のこととおりとする。

(三) 立木の伐採の限度

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五十二号

鳥取県告示第五十二号
 次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

氣高郡氣高町

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

00311

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2、主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3、間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五十三号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
鳥取市

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
気高郡青谷町

(一) 立木の伐採の方法

三 指定施業要件
飛砂の防備

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3、間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五十四号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
鳥取市

二 保安林として指定された目的
飛砂の防備

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五十五号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

岩美郡岩美町

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 指定施業要件

(一)

立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

3 間伐は、次のとおりとする。

口 立木の伐採の限度

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五十六号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

氣高郡氣高町

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

3 間伐は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び氣高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

次のとおりとする。

町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五十七号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

氣高郡青谷町

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をことができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五十八号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

鳥取市

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をことができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五十九号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法

の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

二 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

鳥取市

一 指定施業要件指定された目的

潮害の防備

鳥取市

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

一 指定施業要件指定された目的

鳥取市

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

規定期により告示する。
昭和四十二年一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件
二 保安林として指定された目的
三 指定施業要件

立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をできる立木は、鳥取地域森林計画で

定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

1 次のとおりとする。

立木の伐採の限度

1 次のとおりとする。

鳥取県告示第六十号

次のことおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び氣高

町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六十号

次のことおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び鳥取

市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六十一号

次のことおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び鳥取

市役所に備え置いて縦覧に供する。）

昭和四十二年一月二十日

鳥取県告示第六十一号

次のことおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び鳥取

市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六十一号

次のことおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び鳥取

市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県知事 石 破 二 朗

岩美郡福部村

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

岩美郡岩美町

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 指定施業要件

魚つき

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 指定施業要件

魚つき

一 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をことができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(三) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

鳥取県告示第六十二号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法

の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

氣高郡氣高町

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

鳥取県知事 石 破 二 朗

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 指定施業要件

〔一〕立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

〔二〕立木の伐採の限度

1 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

3 間伐は、次のとおりとする。

鳥取県告示第六十四号
鳥取県告示第六十五号

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

鳥取市

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 指定施業要件

〔一〕立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 気高郡青谷町

〔二〕保安林として指定された目的

魚つき

〔三〕指定施業要件

00317

2 主伐として伐採をることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六十六号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法

の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

岩美郡福部村

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、禁止する。

2 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の方法

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び福部

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六十七号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

岩美郡福部村

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、禁止する。

2 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の方法

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び福部

(二) 立木の伐採の限度

1 主伐は、禁止する。

2 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

村役場に備え置いて縦覧に供する。)

00319

岩美郡国府町

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 伐採を禁止する。

2 その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十一号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

岩美郡国府町

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
岩美郡国府町

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 伐採を禁止する。

2 その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 伐採を禁止する。

2 その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十二号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
岩美郡国府町

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 伐採を禁止する。

2 その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

昭和42年1月20日

金曜日

鳥 取 県 公 報

第3801号

16

(「次のとおりとする。」)

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

昭和四十二年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

鳥取県告示第七十三号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
鳥取市

二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 伐採を禁止する。
2 その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)